

あいキッズ利用料改定の検討結果について

1 はじめに

あいキッズ利用料については、特定の方が受ける行政サービスについて、その提供に要した費用を、サービスを受けた方が適正に負担する「受益者負担の原則」に基づき設定するものとの考え方から、区の使用料・手数料の改定時期に合わせ、改定の検討を行っており、令和 7 年 4 月からの利用料について検討を行った。

2 あいキッズ利用料の改定経過

あいキッズ利用料は、現行のあいキッズ制度を開始した平成 26 年度に、運営経費における利用者負担割合を、当時の認可保育所の保育料の考え方と同様に 10%として設定した。その後、認可保育所については、平成 30 年度の負担割合を 11.5%とする改定を実施したが、この際には、あいキッズ利用料の改定は行っていない。

令和 2 年度の検討においては、令和元年度の保育料の利用者負担割合の他区平均値を用いて新たな利用料を算定した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、区民生活が深刻な打撃を受けている状況を鑑み、区民生活への影響を最小限に留めることを優先し、令和 3 年 4 月の改定を見送り、現在に至っている。

3 現在の利用料

(1) 利用料の対象時間

平日午後 5 時から午後 6 時まで〔きらきらタイム A〕

平日午後 5 時から午後 7 時まで〔きらきらタイム B〕

土曜日午前 8 時から原則午後 6 時（最長午後 7 時まで）〔きらきらタイム S〕

(2) 利用料の構造

きらきらタイム A 月額 2,700 円（うち育成料 1,200 円、補食費 1,500 円）

きらきらタイム B 月額 3,900 円（うち育成料 2,400 円、補食費 1,500 円）

きらきらタイム S 日額 700 円（うち育成料 615 円、補食費 85 円）

4 改定検討の考え方

(1) 改定検討の対象範囲

育成料及び補食費

(2) 改定検討の概要

ア 育成料

令和5年度の運営経費（決算値）を基に、一人当たりの一時間単価から一月にかかる経費を算出し、保護者の負担割合を14.9%として、利用料を算定する。

この負担割合14.9%は、本区調査の他区（育成料の負担割合なしの区を除く）の平均値である。

育成料＝（一人1時間当たり経費）×（有料区分利用可能時間）×（14.9%）

イ 補食費

補食費については、現行の日額単価に、食料に係る消費者物価指数の令和5年度平均値113.95を乗じ、新たな日額単価を算定する。

また、新たな日額単価に、一月の開所日数と利用率を乗じ、月額補食費を算定する。

月額補食費＝（日額単価）×（一月の開所日数）×（利用率）

5 結論

(1) 検討結果

改定の検討結果として、令和7年4月からのあいキッズの利用料は据え置く。

なお、食料品等の物価高騰を踏まえ、補食費については、日額単価を85円から97円に上げるものの、補食費の負担は実費相当分であることを鑑み、利用率を踏まえて精査した結果、月額の補食費は据え置きとなった。

(2) 令和7年4月からの利用料

きらきらタイムA 月額2,700円（うち育成料1,200円、補食費1,500円）

きらきらタイムB 月額3,900円（うち育成料2,400円、補食費1,500円）

きらきらタイムS 日額700円（うち育成料603円、補食費97円）